

## 「近代活版印刷における平仮名字体の研究」論文概要書

銭谷真人

**序章****第一節 先行研究と本論文の目的**

どのような変遷を辿って現行の字体が定着したのか、それを通時的に扱った研究はこれまではなかった。ただ近世の出版物において、字体収斂の傾向が見られることは、浜田（1979）<sup>(1)</sup>において指摘されている。浜田は近世の文学作品を調査し、時代が下るにつれて字体数が減少していることを明らかにしているが、それでも近世においては、完全に一仮名一字体となることはなかった。明治期になると、学校教育における平仮名の字体が、明治33年（1900）の小学校令施行規則によって初めて定められた。だがこの施行規則が契機となり、その後一仮名一字体が定着したという訳ではない。古田（1974）<sup>(2)</sup>では明治期の教科書を取り上げて、国語教育における異体仮名の取り扱いについて述べているが、ここでは小学校令施行規則以前に出版界にも字体統一の流れがあったことを指摘している。

何故出版物においては、施行規則以前に統一の動きがあったのか。この時期、近世以来の木版による整版印刷から、近代的な活版印刷へのシフトという出版界の一大転換があった。ただし活版印刷の導入とともに、すぐに字体が統一されたという訳ではない。何故活版印刷においても、複数の仮名字体が使用されたのか。

そもそも何故一つの仮名に対して複数の字体が用いられてきたのか。矢田（1996）<sup>(3)</sup>において、文節頭や助詞に用いる仮名の字体を使い分けることによって、語ひいては文節の切れ目を示し、判読の補助としたことが、複数の字体が用いられた背景の一つであったことが指摘されている。

近世においては完全には一仮名一字体に収斂せず、明治に入ってから統一を見た理由はそこにあるものと考えられる。近世の整版本は手書きの版下をベースにしており、字体の使い分けは崩し字の判読の補助となる。一方明治期の活字本においては、字体の使い分けを行っても判読上の効果は発揮されず、徒に使用する活字の種類を増やすだけとなった。一仮名一字体方式を合理的とみなし、そこに帰結していったのは当然のことであろう。ただ初期の活字本においては、句読点や改行などの近代的な書記法が確立されておらず、使い分けの効果を期待して用いられたものと思われる。また単に近世からの慣習の残存によって用いられたという側面も考えられる。非合理性が浮き彫りになるまでには時間を要したのであろう。

ところで使い分けを行う必要がなくなり、二字体以上用いられていたものを一つの字体に統一しようとする時、現行の字体が選択されたのは何故であったのか。使用状況に鑑みれば現行の仮名字体が必ずしも優勢であったという訳ではなく、より頻繁に用いられた別の字体の方に統一された可能性もある。そうならなかった背景には、矢田（1995）<sup>(4)</sup>などで指摘されている「平仮名書きいろは歌」の存在があったものと思われる。いろは歌の表

記に用いられる仮名字体は時代を通じてほぼ一定であり、実際の使用頻度とは関係なく、平仮名を学んだ者ならば誰でも読み書きできる字体なのである。また特定の語との結びつくことなく中立的であった字体を「正体」として統一に至ったことも考えられる。

本論文では版本から活字本への過渡期である明治期の出版物について、以上のようなことを具体的に検証した。それによって近代の出版物においてどのような過程を経て現行の仮名字体へと統一されていったのかを明らかにした。

## **第二節 本論文の用語及び構成について**

本論文においては現行の字体と字母を異にするものを「異体仮名」、現行の字体と字母は同じだが著しく字形の異なるものを「同字母異字体」とした等、本論文における用語の解説を行った。また、ジャンルによって使用される字体に違いが見られるのかを明らかにするためだけではなく、様々な角度から明治期の出版物における字体を検証するために、本論文はこのような構成になっていることを説明した。

## **第一章 文学作品における平仮名**

本章では文学作品における平仮名を中心に扱った。明治期になると、新聞や学校教科書などが大量に発行され、それらに比べて文学作品の一般性は低いかもしれない。だが近世からの連続性を考えたとき、文学作品を調査することは意味を持つてくるのである。

明治期には新聞、国語辞書、学校教科書など、近世までには見られなかった様々なジャンルの出版物が登場する。むろん近世においても、瓦版、節用集、往来物など、それらに類似するジャンルの出版物は存在したが、その延長上に明治期のものがあるとは捉え難い。それらに使用される仮名字体の調査を行い、近世と明治で差異が見つかったとしても、それはジャンルの違いという可能性が捨て切れないのである。やはり同一のジャンルにおける比較が必要であろう。そこで本章で取り上げるのが草双紙である。草双紙は近世を通じて出版され、さらに明治の初期まで出版され続けた。明治のものは従来通りの整版のものと、新たに出現した活版のものが存在し、版本と活字本で比較することもできる。また近世のものを明治期に翻刻したものも存在する。近世から連続するジャンルとして、第一節、二節では草双紙を取り上げる。ただ草双紙に関しても、明治中期以降はその姿が見られなくなってしまう。そこで第三節においては、近代小説を対象とし、その後の文学作品における仮名字体の使用状況を調査することとした。

### **第一節 明治初期の草双紙における仮名字体および仮名文字遣い**

明治10年代に出版された草双紙の版本20作品と活字本20作品の比較を行った。草双紙は近世から続く絵入りの大衆小説であり、体裁を変えながらも、明治初期まで出版され続けた。整版印刷によるものと、活版印刷によるものがあり、活字本へと媒体が移行したことにより、仮名字体にどのような影響があったのかを、両者を比較することによって検討

した。その結果、仮名字体数（一つの作品の中で用いられている平仮名の字体総数）については、活字本の方が若干減ってはいるものの、それほど大きな差はなかった。ただ同程度の字体数であってもその内容は異なっており、例えば版本においては異体仮名の「ひ」のみが用いられ、活字本では現行の字体「ほ」のみが用いられるなど、活字本の方では現行の字体が選択される傾向にあった。また活字本の草双紙においても仮名文字遣いが行われているかどうかについて『貞烈美談小夜時雨』（明治 18 年）を用い検証したところ、活字本においてもそれは見られ、句読点などの書記法が未発達であった初期の活字本において、判読の補助になっていたことが推定された。

## 第二節 明治期翻刻本における仮名字体および仮名文字遣い—馬琴作合巻の版本と活字本の比較—

版本から活字本への移行が異体仮名の使用に与えた影響の考察の一環として、明治初期の翻刻本を取り上げた。近世に版本として出版されたものの中には、明治になって翻刻され、活字本として出版されたものがあり、初期のものは異体仮名が用いられていた。だが使用される字体は、版本のままではなく、版本と活字本では差異を生じ、両者を比較することによって、「翻刻」という活字化の作業による表記の改変について検証した。馬琴作の合巻『風俗金魚傳』について、原本（版本）と翻刻本（活字本）を比較し、仮名字体と仮名文字遣いについて調査を行った結果、版本において仮名文字遣いが行われているものの、活字本においてはそれが行われなくなっている仮名が多く見られた。異体を用いていながらも仮名文字遣いが行われていない場合と、異体自体が用いられなくなり仮名文字遣いも消滅した場合とがあった。活字本においては仮名文字遣いの必要性が低下してこのような結果になったものと考えられる。

## 第三節 明治中期の小説における仮名字体および仮名文字遣い

明治 20 年代から明治 30 年代前半までに出版された近代小説 10 作品を対象とし、調査を行った。作品によって異体仮名の使用状況にかなりの差がみられたが、ルビの一部を除いてほぼ現行の字体が用いられている作品も存在した。必ずしも時代が下るにつれて字体が統一されていくという訳ではないが、やはり小学校令施行規則が出される 30 年代前半になると、かなり字体の整理が進んでいた。ところで現行の字体と使用される字体を比べた時、本行、ルビともに近世の版本にはあまり見られない異体仮名「ひ」の使用が目立った。これは活字製作の際に「平仮名書いろは歌」の字体を「正体」として参考にしたものであると考えられ、活版印刷における字体の統一にも、「平仮名書いろは歌」が関係していたことが推定された。

近代小説において仮名文字遣いの意識があったのかどうかについても調査を行った。活版の草双紙において仮名文字遣いが行われていた異体仮名が使用されていた『小説花籠』（明治 22 年）をテキストとして検証した。その結果、仮名によって程度の差はあるものの、

なんらかの使い分けの意図をもって異体仮名が用いられていたことが確認され、近代小説においても仮名文字遣いが行われていたことが判明した。だがそのような仮名文字遣いに関係する仮名も排除されたのが、明治 20 年代後半から 30 年代にかけての時期であるものと考えられた。

## 第二章 新聞における平仮名

本章では明治期の新聞における平仮名について扱った。新聞は広く人々に読まれ一般性が高く、また毎日あるいは隔日など一定の間隔で連続的に発行されるので、平仮名の字体の変遷を追うのにも都合が良いからだ。さらに様々な形態の新聞があり、読み手を想定して字体を選択していたのかどうかも検証できるのである。

### 第一節 『仮名読新聞』における仮名字体および仮名文字遣い

『仮名読新聞』は明治初期の代表的な小新聞の一つであり、仮名垣魯文によって創刊されたものである。発行期間は明治 8 年から明治 13 年である。仮名垣魯文をはじめとする戯作者が記事にかかわっており、内容はやや娯楽的で、大衆向けの読み物となっている。そういった意味では草双紙に性質が近く、発行期間も活版の草双紙と重なる。また広告などを除いては基本的に総ルビで書かれている点も共通している。仮名字体について調査したところ、使用される字体は時期によって異なり、仮名字体数も増減を繰り返していた。ただ全体的には活版の草双紙に用いられる字体数よりも少なく、中には明治 10 年代前半という早い時期にもかかわらず、ほぼ異体仮名が用いられていない号も存在した。仮名文字遣いについても調査を行ったが、やはり特定の字体については、仮名文字遣いが行われていた。新聞は日刊であり、版組みは迅速に行わなければならない。字体を一つに絞った方が、効率的に植字を行える。それにもかかわらず、異体仮名が用いられ、字体数が減少してもまた増加する場合があるのは何故か。やはりまだこの時期は、ある程度は仮名文字遣いを行わなければならないという意識が強く、慣習的に行っていたのではないかと思われた。

### 第二節 『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い

明治 33 年の小学校令施行規則において平仮名の字体が定められる以前から、既に文学作品などの出版物において、字体は収斂していく傾向にあった。本論文においてはそれが出版物全般に見られる現象であったのかを、明治期の代表的な大新聞の一つである『横浜毎日新聞』を調査することにより検証した。また使用できる字体が制約される活版印刷の導入が、仮名字体にどのような影響を及ぼしたかについても考察を加えた。使用される活字を基準に調査を行った結果、やはり字体は統一される傾向にあったことが判明した。ただし単純に時代が下るにつれて収斂していくのではなく、場合によっては字体数が増加することもあった。そしてそれには使用される活字が大きく関わっていることが考えられた。また字体の選択には仮名文字遣いも関係しており、使い分けのある、あるいはかつて使い

分けのあった字体が最後まで用いられ続けたものと考えられた。

### 第三章 辞書における平仮名

近世においては「節用集」や「往来物」などの書物に、人々は書記を行う上での規範を求めた。それらに類するものとして、新たに明治期になって現れたのが、五十音順の「国語辞書」である。人々の規範となるべき国語辞書において、どのような字体が使用されていたのか。また意識的に字体が使い分けられているようなことがあったのかについて、検証を行った。

#### 第一節 『言海』における仮名字体および仮名文字遣い

明治期を代表する国語辞書である『言海』は、見出し語を五十音順に配しており、後発の国語辞書に及ぼした影響も大きい。他の辞書と比較する上でも、利便性が高く、まず『言海』における異体仮名の扱いについて本論文では調査を行った。「見出し語」を対象とし、使用される字体を調査したところ、漢語と和語で異なる字体を用いる〈コ〉〈ス〉を除けば、一つの平仮名に対して複数の字体が用いられているのは〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉のみであった。そこでそれぞれについて、どのような意図をもって字体が使い分けられていたのかについて検証を行った。その結果、〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉いずれも使い分けの意図をもって二種類の字体が用いられていたことが確認された。ただ首尾一貫して使い分けられているのは〈ニ〉のみであり、〈シ〉〈ハ〉については、後から発行された分冊の方が使い分けを徹底しているという傾向が見られた。辞書として、仮名文字遣いについても規範となるものを示そうとして、使用字体に関する方針を修正していったものと考えられるのである。この〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉は、出版物において字体が統一されていく中で、最後の方まで異体仮名が用いられ、仮名文字遣いが行われていた仮名である。人々の意識に深く根付いていた使い分けであり、編者にとってもそうであったものと思われる。〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉が使い分けられているのは、決して編者の個人的な意識によるものではなく、当時の一般的な感覚を反映したものであると考えられた。

#### 第二節 明治期国語辞書における仮名字体および仮名文字遣い

『言海』の見出し語における仮名字体の調査に基づき、明治33年の小学校令以前に発行された辞書10種を対象として調査を行った。その結果、見出しにおいて『言海』同様に「と」「ど」の字体が「し」「じ」と併用されている辞書が半数以上見られた。また語頭には「と」「ど」を用いるということも共通の規則として認識されているようであった。ただそれ以外にも異体の使用が確認されたが、統一的かつ規則的に字体を用いているものは少なく、後ろの巻や頁の方にいくほど、字体は一仮名一字体に統一されていく傾向にあった。なお必ずしも現行の字体と一致する訳ではなく、異体仮名や同字母異字体が「正体」として用いられている場合もあった。

語釈についても、漢字平仮名交じりで書かれたものが 8 種あり、仮名字体の調査を行った。その結果、1 種を除く 7 種において異体の使用が確認された。その内の 2 種『ことばのはやし』と『日本大辞林』は、同一の編者によるものであり、使用されている仮名字体の内容にそれほど差はなかった。そこでそれらの字体が使い分けられているか、仮名文字遣いの調査を行ったところ、後発の『日本大辞林』の方が、より使い分けが徹底していることが判明した。

近世においても字体の使い分けは慣習的に行われていたものであり、厳格に法則が定められていた訳ではない。そのため見出し語における使い分けはあえて最小限に抑え、語釈において編者の考える「規範」を示したのではないかと考えられた。

## 第四章 出版物の原稿における平仮名

ここまでは出版物における仮名字体について考察を行ってきた。文学作品、新聞、辞書、いずれも明治 33 年を待たずして、ほぼ字体が統一されていたものがあったことが判明した。活字の本を「読む」という行為において、人々が異体仮名を目にする機会は、なくなりつつあったのである。では人々が字を「書く」場合はどうであったろうか。「読む」行為と「書く」行為は表裏一体であり、互いに影響を与え合っている。「読む」ことにより字を学び、それを「書く」と、今度は誰かがそれを「読む」ことになる。この二つを全く切り離して考えることはできない。異体仮名を「読む」機会が減ったことが、「書く」ことにも何らかの影響を及ぼしたことは十分に考えられる。この章においては「書く」ことに注目し、「手書き」における仮名字体について考察を行った。

### 第一節 近代作家の自筆原稿における仮名字体—手書きに残った異体仮名について—

平仮名の字体の規範が示された明治 33 年の小学校令施行規則を待たずして、出版物という公的な場において異体仮名は姿を消していったということを、稿者はここまでの調査において明らかにしてきた。一方私的な領域—すなわち手書きの世界においては、依然として異体仮名が用いられていたことが推測された。ただ出版物の原稿については、編集者や植字工に読まれることに配慮して、手書きでありながらも比較的早い段階で使用される字体が統一されたのではないかと考えられ、本論文においては近代作家の自筆原稿を調査することによって、そのことを明らかにしようと試みた。

明治 33 年直後の原稿については、一見すると現行の字体使用に近いものを感じても、実際には異体仮名が使用されており、近世の版本においてよく見られた字体が使用されているなど、伝統的な手書きの習慣のようなものが垣間見られた。大正期のものについては、現行の字体に限りなく近い字体の使用が見られるようになった。個人差もあったが、小学校令で示された規範の影響が何かしらあったのではないかと考えられた。

教育という面からの考察も加えた。まず本調査において取り上げた作家の生年から、明治 33 年以降に初等教育を受けた人物がいなかったことを確認した。その上で明治 17 年の

教科書の仮名字体表で示された字体と、その教科書を用いたであろう作家の使用字体との比較を試みた。その結果、異体仮名を学ぶ機会がありながら、実際原稿では使用せず、恣意的に字体を統一していた可能性が見いだされた。

さらに同一の作家の異なる時期（小学校令前後）の自筆原稿の比較も行った。その結果使用される字体数としては削減傾向にあったが、小学校令後の原稿には、小学校令で示された「正体」が新たに用いられていることが判明した。直接ではなくとも、字体の規範が示されことに何らかの影響を受けたのではないかと考えられた。

## 終章

### 第一節 各章のまとめ

以上のように、出版物における仮名字体について検証を行ってきた。近世においても既に仮名字体は収斂の傾向にあったことが指摘されていたが、結局字体の統一には至らなかった。それが明治期になると字体の統一が果たされたことになる。その最も大きな要因となったのが、活版印刷の導入であると考えられた。仮名文字遣いの有効性が発揮されない活版印刷においては、一つの仮名に複数の字体があるのは、非合理的であり、合理化のために統一が果たされたのではないかということである。だが活版印刷も、初めから字体が統一されていた訳ではなかった。各章における検証の結果から、字体統一の過程と、その中でもすぐには字体が統一されなかった様々な要因が見えてきた。

### 第二節 結論と今後の課題

近世から収斂の傾向は見られたが、近代における仮名字体の統一は、単純にその延長線上にあった訳ではなかった。活版印刷という新たな技術の導入は、版面に新たな表記原理をもたらしたのである。第一に、活字であることによる使用字体の制限がある。ただ活字によって字体が制限されたのは、あくまで一時的な現象であり、近世の版本に使用されていた字体程度であれば、全く問題なく使用できるようになっていたものと考えられた。第二に、一文字一文字の独立性ということがある。活字になったことにより、一文字一文字が独立し、連綿しなくなった。これまでの版本において連綿した仮名の判読の補助となっていた仮名文字遣いが意味をなさなくなり、複数の字体を使い分けることの利点は消え去った。それでも暫くの間は、近世までの慣習に従い、限られた仮名についてのみは、複数の字体を使用し続けた。だがやがてそれもなくなり明治 33 年の小学校令施行規則を待たずして統一を見るのである。

一方手書きの世界では明治 33 年以降も異体仮名の使用が確認された。最も基本的な字体であった「平仮名書きいろは歌」の字体だけを用いることに、人々は抵抗があったのかもしれない。それだけしか知らない無教養な人間であると思われる虞があったのではないか。だが活版印刷によって、それだけが用いられた版面が普及して、その抵抗はなくなり、次第に平仮名の「正体」として受け入れられていったのではないかと考えられた。

本論文における調査によって、近世の出版物に見られた仮名字体の収斂の傾向が、その後近代においてどのような過程を経て統一へと至ったのか、おおまかな通史を描くことができたが、今後の課題も浮き彫りになった。

まずはさらにジャンルを拡大して検証していく必要がある。特に明治期の雑誌については、新聞同様に広く人々に読まれており、発行期間も長期にわたっていたものがあることから、扱っておいた方がよいものと思われる。次に手書きについてもさらなる検証が必要である。手書き原稿と活字版面の字体の比較も試みたい。さらに、漢字を廃止し平仮名のみを使用することを提唱した「かなのくわい」の、異体仮名についての扱いも検証したい。

- 
- (1) 浜田啓介（1979）「板行の仮名字体—その収斂的傾向について—」『国語学』118
  - (2) 古田東朔（1974）「変体がなからひらがなへ」『言語生活』272、273
  - (3) 矢田勉（1996）「異体がな使い分けの衰退—トの仮名の場合—」『山口明徳教授還暦記念国語学論集』明治書院
  - (4) 矢田勉（1995）「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と國文学』72—12